

CSR政策の憲法論

KANEKO, Masayoshi / 金子, 匡良

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

111

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

139

(終了ページ / End Page)

182

(発行年 / Year)

2013-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009259>

CSR政策の憲法論

金子 匡 良

はじめに

筆者はかつて、法政大学ボアソナード記念現代法研究所の中に置かれていた国連グローバル・コンパクト研究センター（センター長…江橋崇法政大学教授）に客員研究員として籍を置いていた。同研究センターは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）⁽¹⁾を素材として、企業のCSR活動の現状と今後の展望を考究することを目的として設置された研究機関であり、内外の研究者やNGOとの連携の下で調査研究活動を行ってきた。⁽²⁾そこでの筆者の役割は、企業のCSR活動に関する政府の取り組みについて調査し、公法学的な見地からそれを分析することであった。後述のように、近年、ヨーロッパ諸国を中心に、政府によるCSRの促進策が拡大しており、その経緯と現状については、これまでにいくつかの小稿の中で紹介してきたが、⁽³⁾それらに対する公法学的な分析は手つかずのまま残されていた。本稿は、甚だ不十分ながら、その残された課題に取り組むことを目的としている。このテーマを探究するきっかけを

与えてくださったのは江橋崇先生であるが、先生のご退職記念号に本稿を掲載することによって、江橋先生のご学恩に少しでも報いることができれば幸いである。

1 CSRの実践における政府の役割——ヨーロッパ各国におけるCSR政策

CSRは一般に「企業の社会的責任」と訳されているが、現在ではもはや原語自体が日常語化したとの観がある。二〇〇八年に刊行された『広辞苑（第六版）』（岩波書店）が新たにこの語を収録したことは、そのひとつの証左といえるであろう。一方、CSRが何を意味するかについては、論者によって捉え方が異なる。それゆえCSRは、捉えどころのない「ふわふわした存在⁽⁴⁾」であることは否めない。例えば、日本におけるCSR研究の第一人者の一人である谷本寛治は、CSRを「企業活動のプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステイクホルダーに対してアカウンタビリティを果たしていくこと」と定義づけ、企業が法令遵守といった当然の責務を果たす以上に、公正や倫理といったより高次の責務を果たすことがCSRであると位置づける。しかし、このように捉えれば、法令を堅実に遵守している企業であっても、それだけではCSRを果たしていることにはならないことになる。あるいは、かつてヨーロッパ委員会が、二〇〇一年に公表した『グリーン・ペーパー——CSRのためのヨーロッパにおける枠組みの促進⁽⁶⁾』の中で、CSRは「より良い社会やよりクリーンな環境に貢献しようと企業が自発的に決定すること」であると唱えたが、このように企業の自発性をCSRの本質に据えれば、非自発的ないし強制的な責務の履行は、CSRの範囲から除外されることになってしまう。しかし、法令で定められた環境基準や労働基準等を非自発的・強制的に守ることによっても、結果として企業はより良い社会やより良い環境の形成に貢献できるのであり、

自発的か否かを区別することが、さして重要であるとは思われない。

その一方、CSRのふわふわした性格に合わせ、ふわふわした定義を当てはめても、それはCSRを枠づけることにならないであろう。ヨーロッパ委員会が二〇一一年に公表した「CSRのための新EU戦略2011—14」⁽⁷⁾では、新たなCSRの定義として、「社会に及ぼす自らの影響力に対する企業の責任」という漠然とした概念を採用したが、あまりに広範かつ曖昧模糊としていて、定義としての有用性に欠けるとの印象を拭えない。

そこで本稿では、CSRについて、①企業が自らの事業活動の内外において、②労働者や消費者をはじめとするステークホルダー、及び社会や環境に対する法的・倫理的な責任を自覚し、③その責任を果たすべく行動すること、と定義づけることによって、CSRを一定の枠組みに限定し、かつ非自発的・強制的な取り組みであっても、CSRの範疇に含めることとする。

CSRをいかに定義するとしても、それが企業の活動に関わるものであることに違いはない。したがって、それは直接的には政府の活動とは関連しない。しかしながら、ヨーロッパ諸国を中心として、企業のCSRを直接的・間接的に促進しようとの動きが広まっており、CSR促進のための様々な政策、すなわちCSR政策が展開されている。また、CSR政策を推進するための体系的な「CSR行動計画」を策定している例も珍しくない⁽⁸⁾。

例えば、ドイツでは、二〇一〇年に「CSR行動計画」(Nationale Strategie zur gesellschaftlichen Verantwortung von Unternehmen (Corporate Social Responsibility—CSR) — Aktionsplan CSR — der Bundesregierung)を策定し、計画的・体系的なCSR政策を推進している。この行動計画では、CSR政策が必要とされる理由として、①国家の限界の露呈と、国家・企業・市民社会の協力の必要性、②CSRは長期的にみて企業の信用と競争力を向上させる、③CSRは政府だけでは対処できない社会問題に対する解決策となりうる、④政府はCSRの促進に関する

目標を設定するとともに、企業や社会がCSRに率先して取り組むような条件を整備しなければならない、という四点を指摘し、その上で、CSR政策の目標として、(a) CSRの確実な定着、(b) CSR活動の信頼性と視認性の向上、(c) 教育・訓練・学問・研究とCSRの結合、(d) 国際政策及び開発政策におけるCSRの強化、(e) 社会問題の克服に向けたCSRの活用、(f) CSRを促す環境の整備、という六項目を掲げている。

同様に、デンマーク政府も、二〇〇八年に「CSRのための行動計画」(Handlingsplan for Virksomheders Samfundsansvar)を策定し、この中で、途上国の発展、環境問題の解決、国際犯罪や国際テロの抑止、国際的な人権保障などを実現するには、国家同士の協力及び企業をはじめとする様々な団体・組織の協力が不可欠であるとし、とりわけ企業の有する柔軟性や革新性が、これらの問題の迅速な解決に役立つとの期待を表明している。そして、CSRとは、企業が上述のような種々の問題を自らの課題と捉え、その解決に向けた責任を担うことであると定義づけ、政府としてそれを支援していくことを宣明した。また、二〇一二年には、新たな行動計画として「責任ある成長——CSR行動計画2012-15」(Ansvarlig Vækst—Handlingsplan for Virksomheders Samfundsansvar 2012-2015)を公表し、①国連グローバル・コンパクトやISO26000⁽⁹⁾などの国際的なCSR原則の遵守、②政府機関、企業、消費者、投資家などの連携を通じて責任ある成長の増進、③透明性の確保、④責任ある成長に向けた公的機関の取り組み、という四つの分野においてこれを促進する政策を実施していくことを明らかにしている。

一方、イギリスの場合は、やや事情が異なる。イギリスはもともヨーロッパ随一のCSR先進国であり、労働党ブレア政権期の二〇〇〇年には、当時の貿易産業省 (Department of Trade and Industry: DTI) 内に、世界で初めてCSR担当大臣 (政務官級) を置き、各省がバラバラに取り組んでいたCSRに関する政策の集約と体系化を図った。そして、二〇〇二年以降、CSR政策に関する基本指針を示した一連の行動計画を策定し、計画的・体系的なC

SR政策を実施していった。⁽¹⁰⁾しかし、ブレア政権の終結とともに、CSR政策にも陰りが見え始め、さらに二〇一〇年の政権交代によって、保守党・自由党の連立政権が誕生すると、CSR担当大臣も任命されなくなり、CSR政策にかつての勢いは見られなくなった。

ヨーロッパ各国で取り組まれているCSR政策の内容は様々であるが、国連グローバル・コンパクトのアドバイザーを務めたこともあるイギリス王立国際問題研究所 (Royal Institute of International Affairs: RIIA) のホームページは、その内容を次の二種類に類別する。⁽¹¹⁾すなわち、①CSRの実現可能性を高めるための環境整備 (creating an enabling environment) ②CSRに対する注意喚起 (raising awareness) ③CSRの促進 (promotion) ④CSRのための能力開発 (capacity building) ⑤CSRに関する会合の開催 (convening) ⑥CSRのための関係調整 (mediation) ⑦CSRに関する調査研究 (research) ⑧CSRへの資金援助 (funding) ⑨CSRのための連携協力 (partnerships) ⑩CSRのための手法の開発 (instruments development) ⑪法令への整合性確保 (legislative consistency) ⑫政府活動へのCSRの適用 (adoption) と十二項目である。

他方、政策科学を専門とするシュトイラーは、CSR政策を五つの政策手法と四つの政策課題によって分類することを提唱する。⁽¹²⁾シュトイラーが挙げる五つの政策手法とは、①法的手法、②経済的手法、③広報的手法、④連携的手法、⑤ハイブリッド手法である。法的手法とは、法令等によって企業が行うべき行為を定めることを意味し、シュトイラーはこれを「ムチ」(sticks)と呼ぶ。経済的手法とは、税制上の優遇措置や助成金等によって企業行動に影響を与えることであり、「エサ」(carrots)と称される。広報的手法とは、キャンペーンやウェブサイトなどを通じて情報提供を行うことを指し、「説教」(sermons)に例えられる。連携的手法は、ステークホルダー・フォーラムや官民連携など、共通の目標を実現するための共同作業やネットワークリングを行うことであり、「結合」(ties)と呼ばれ

る。最後のハイブリッド手法とは、CSR行動計画のように、いくつかの手法を組み合わせた取り組みを意味し、「接着剤」(adhesives)と名づけられている。

また、シュティラーは、CSR促進に向けた政策課題として、①注意喚起と理解度向上 (raise awareness and build capacities) ②情報開示と透明性向上 (improve disclosure and transparency) ③のRー (Socially Responsible Investment: 社会的責任投資) の促進 (facilitate SRI) ④率先垂範の実行 (leading by example) という四種類をあげる。注意喚起と理解度向上とは、企業とステークホルダーに対して、CSRに関する注意を喚起し、理解を深めることを意味し、情報開示と透明性向上とは、企業のCSR報告書の質を向上させ、ステークホルダーに信頼性の高い情報を提供することを指す。SRIの促進は、文字通りSRI (社会的責任投資) を促進することによって、株主の利益とステークホルダーの利害・関心を融合させ、株主資本主義にCSRを組み込むことであり、最後の率先垂範の実行とは、公共調達、年金基金等の投資運用、政府機関の報告書の作成などにおいて、政府自ら社会的責任 (SR) を実行することをいう。

以上の五つの政策手法と四つの政策課題を縦横に組み合わせることによって、シュティラーはCSR政策を二〇項目のマトリクスの中に分類する。⁽¹⁹⁾ (図表1参照) (ただし、経済的手法を用いた率先垂範は実行不可能なので、厳密には一九項目のマトリクスとなる。)

シュティラーの類型は、ヨーロッパ各国のCSR政策を調査・分析した上で考案されたものであり、これまでに実行されてきた各国のCSR政策を網羅的に捉えることができる。どのような政策に重きを置くかは国によって濃淡があるが、CSR政策のメニューは、大方、図表1の中に取り込まれているといえる。

図表1 シュートイラーによる CSR 政策の類型

	注意喚起・理解向上	情報開示・透明性向上	SRI の促進	率先垂範の実行
法的手法	CSR への関与を明らかにする法令	- CSR 報告書に関する法令 - 年金基金の情報開示に関する法令	- 特定の投資の法的禁止 - 年金基金における SRI の法定	- 持続可能な公的調達 (SPP) や環境に配慮した公的調達 (GPP) を実現する法令 - 財政投資における SRI に関する法令
経済的手法	- CSR に関連した補助金や輸出保証 - 企業の慈善事業に対する優遇税制や社会奉仕活動への助成金	CSR 報告書の顕彰	- 預託者や投資家への優遇税制 - SRI への補助金	—
広報的手法	- 調査研究活動や教育啓発活動 - パンフレットやウェブサイトなどによる情報提供 - キャンペーン実施のガイドライン	- CSR 報告書のガイドライン - CSR 報告書に関する情報提供	- SRI に関する情報提供 - SRI ガイドラインや SRI 基準	- 政府機関への SRI や SPP に関する情報提供 - 政府機関の社会的責任 (SR) に関する報告書の刊行
連携的手法	- ネットワークや連携の形成 - 自発的同意・交渉に基づく合意	- CSR に関するコンタクトポイントの設立 - GRI (Global Reporting Initiative) などに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラムの開催	SRI に関するネットワークと連携の形成	公的調達のネットワーク形成
ハイブリッド手法	- CSR に関する拠点、コンタクトポイント、綱領、プログラムの構築 - ISO26000 や GRI などの経営ツールや報告ツールの共同開発を含むマルチ・ステークホルダーによる取り組み - 政府戦略や行動計画に基づく CSR 政策の調整	製品や企業のラベリング	SRI を採用しない促進する年金基金	- SPP/GPP に関する行動計画 - 政府内の SR に関する行動計画

2 CSR政策が映し出す政府像

ヨーロッパ各国で隆盛しつつあるCSR政策を、それを実行する政府の側から見ると、そこにどのような政府像が現れるのであろうか。これについて、アルバレダらは、CSRの推進という役割を政府が担うことを通じて、政府の機能に変化がもたらされると論じている。⁽¹⁴⁾すなわち、企業や市民社会との関係性の中で、政府がCSRを推進する政策を実行するには、公益と私益にまたがる複雑な利害対立を調整しなければならず、そこでの政府の役割は、国家権力を背景とした規制や統制ではなく、促進や奨励を通じた「調整役」(mediator)となることが期待されるというのである。多元的なステークホルダーの間に互恵的な関係を築くためには、政府は調整役に徹し、ステークホルダー間の対話と協働を引き出さなければならない。経済活動への関わりにおいては、政府は往々にして規制主体としての役割を期待されるが、CSRの推進という場面においては、調整役としての役割が求められ、ここに政府の役割と機能の変化が見て取れるとアルバレダらは指摘するのである。

他方、ゴンドらは、政府と企業との関係性という観点からCSRのあり方を分類し、CSRを①自主型CSR (CSR as self-government) ②政府奨励型CSR (CSR as facilitated by government) ③政府連携型CSR (CSR as a partnership with government) ④政府指示型CSR (CSR as mandated by government) ⑤政府代替型CSR (CSR as a form of government) といふ五種類に分類する。⁽¹⁵⁾

自主型CSRとは、政府による直接的な関与のないところで、企業がその裁量に基づいて自主的に行うCSRのことである。この意味におけるCSRは、CSRとは企業が自発的に社会に貢献するものであるという伝統的なCSR

観に合致する。これに対し、政府奨励型CSRは、政府が企業による社会貢献活動を直接的・間接的に奨励することであり、その手法としては、企業に対する顕彰やCSRに関する規格設定といった非法的手段と、公共調達におけるCSR基準の設定などの法的手段の双方がある。また、政府がCSRに関する企業団体の結成を促すことも、この政府奨励型CSRの一部であり、こうした手法を通じて、政府がCSR活動を価値あるものとして位置づけ、企業にその実践を促していくのが、この型のCSRである。

このような政府奨励型CSRよりも、さらに政府が積極的にCSRの促進に取り組むのが政府連携型CSRである。これは、政府が企業、経済団体、市民団体、労働団体などと連携してCSRに取り組むことであり、政府が資金を出し、企業や各種団体が人材とノウハウを提供して問題解決に当たるといような場合がこれに当たる。

四番目の類型である政府指示型CSRとは、政府がCSRに関する報告を企業に求めるなど、CSRを何らかの形で企業に対する規制策の中に組み入れることをいう。この型のCSRは、企業の自発的営為であるというCSRの本来的姿とは相容れない面もあるが、実際には多くの国で取り入れられている。例えば、イギリスでは、一九九九年改正年金法で、年金基金の運用受託者に対し、投資先の選定等にあたって社会・環境・倫理面の考慮を行っている場合には、その考慮の程度を情報開示するよう義務づけている⁽¹⁶⁾。また、二〇〇六年改正会社法では、取締役に年次報告書の一種として取締役報告書(Directors' Report)の策定・開示を義務づけ、同報告書中にビジネスレビュー(Business Review)という事業活動の説明・分析を盛り込まなければならないことが規定された⁽¹⁷⁾。そして、上場企業については、このビジネスレビューの中に、CSRに関連した事項を含めなければならないことが規定された。そこには、①環境に関する情報、②従業員に関する情報、③社会及びコミュニティに関する情報、④サプライチェーンに関する情報を盛り込むことが義務づけられている。この法改正によって、従来はCSR報告書等で自主的に開示されるに過ぎなかったCSR

に關する情報の公開が法的に義務づけられ、企業がCSRに取り組むことが間接的に強制されるようになったのである。

ゴンドラが描き出すCSR類型の最後は、政府代替型CSRである。これは、企業のCSR活動が、結果として政府活動の代替物として機能するような場合を指し、例えば、企業が従業員やその家族、又は地域住民などに福利厚生施設を提供することや、政府の規制が及びづらい領域で、企業が自主的に環境基準などの社会的基準を設けて、それをサプライチェーンに適用することなどが、この政府代替型CSRに該当する。

ここに述べたゴンドラによるCSRの五類型をまとめると、図表2のようになる。⁽¹⁸⁾

次に、この類型をそこに表れる政府像の観点から分析すると、以下のように分類できるであろう。まず、自主型CSRについては、政府が関与する余地がないため、ここに表れる政府像は「傍観者としての政府」である。これに対し、政府奨励型CSRについては、政府が企業に対してCSRの実践を直接的・間接的に促すという役割を担うため、「誘導者としての政府」という政府像が当てはまる。同様に、政府連携型CSRも、政府がCSRの実践を促すのであるが、この類型のCSRでは、政府がさらに積極的に企業に働きかけ、自らも応分の負担や責任を担うことになる。したがって、ここに表れる政府像は「伴走者としての政府」と形容できるであろう。他方、こうした強制性の弱いCSRに対して、政府指示型CSRは、政府の規制や統制のもとで実現するものである。他のCSRに比べて、最も強制力の強いCSRであるため、そこでの政府は「統括者としての政府」という役割を担うことになる。

一方、政府代替型CSRにおける政府像は多面的である。企業が率先してCSRに取り組み、それが結果として政府による公共政策の代替策として機能している場合は、政府は直接的にそれに関与しているわけではないため、政府の位置づけは「傍観者としての政府」といえる。しかし、政府が公共政策の実現のために企業を活用しようと意図し、

図表2 ゴンドラによるCSRの分類

	内 容	政府と企業 の関係	企業が及ぼ す影響	法が及ぼす 影響	具体例
自主型 CSR	企業が政府からは独立して、自らの判断で行う CSR	政府と企業の間に協力関係はない。	強い 政府の関与はほとんどない。	弱い 「法を超えたCSR」の典型的な形態。	社会に対する企業の慈善的な貢献
政府奨励型 CSR	政府が企業に対して動機付けを与えたり、奨励することによって行われる CSR	動機付けや奨励を通じて、事前又は事後に政府が企業に影響を与える。	強い～中程度 政府はCSRを促進しようとするが、主たる活動は企業が担う。	中程度 法の関与によってCSRが間接的に形成される。「法を通じたCSR」の間接的な形態。	政府補助金、優遇税制、政府による是認・承認、社会的責任に基づいた公共調達
政府連携型 CSR	政府が企業やその他の団体と共同して取り組む CSR	政府と企業の間に様々な協力関係や相互作用が生じる。	強い～中程度 政府はCSRの内容にはあまり関わらないが、実施プロセスには深く関わる。	中程度 CSRのために法的手段が間接的に用いられる。	社会的な規律を創出するための多元的な参加者からなる制度を政府の負担によってつくりだすこと
政府指示型 CSR	政府が規制・統制することによって行われる CSR	統制を通じて政府が事前に企業のCSR活動を枠づける。	中程度～弱い 政府がCSRの内容にも深く関わる。	強い 法的手段によってCSRが行われる。「法を通じたCSR」の直接的な形態。	イギリスの改正会社法
政府代替型 CSR	企業が政府の役割を代替する形で行われる CSR	企業レベルやステークホルダーとのやりとりを通じた協力関係がある。	強い 政府の権限が及んでいないが、企業がCSRによって政府の役割を代替している。	弱い 「法のためのCSR」という形態。 企業は政府に成り代わって行動する。	前福祉国家におけるCSR、民営化政策後のCSR、国際的な問題に対処するためのCSR、新たな社会問題に対処するためのCSR

陰に陽に企業に代替型CSRを担わせようと方向付けていくような場合は、「誘導者としての政府」や「統括者としての政府」が表れてくる。したがって、政府代替型CSRについては、その内容や政府の関与のあり方を分析した上で、そこにおける政府像を確定する必要がある。

政府と企業との関係性からCSRを分類しようというゴンドラの類型を政府像の観点から見直すと、以上のような「傍観者としての政府」、「誘導者としての政府」、「伴走者としての政府」、「統括者としての政府」という四つの政府像が表れてくる。政府によるCSRの推進は、政府がこの四つの役割を意識的・無意識的に使い分けることによって行われてきたが、どの役割が前面に出るか、あるいはどの役割が後景に退いているかは、国によって、あるいは時期によって相当の振幅がある⁽¹⁹⁾。

3 日本のCSR政策

CSRに関する政府の関与を日本について見た場合、日本ではヨーロッパのCSR行動計画に類するような体系的なCSR政策は存在せず、政府内にCSR推進の明確な担当部局も存在しない。しかし、日本政府がCSRに無関心であったわけではなく、二〇〇四年には経済産業省の下に「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」が設けられ、CSRについて議論されたことがあった。この懇談会は、同年に中間報告書を公表し、CSRの必要性を説きつつも、「CSRは『企業の自主的な取組』を基本とすべきであり、その取組は企業毎の自主性、多様性、独創性を確保することにより促進されるべきである」とした。つまり、上記の自主型CSRを中心にCSRを考えていたといえる。

その結果、報告書の大部分は、企業自身によるCSR実践の方法論に関する記述で占められ、その一方、政府の取り組みについては、わずかに「CSRの普及啓発、環境・インフラの整備」と「社会的課題の明確化」を挙げるにとどまり、それとても、経済団体やNGOとの協働で行うことが強調され、政府独自の政策課題とは位置づけられなかった。ここに見られる政府像は、まったくの「傍観者としての政府」とはいえないものの、CSRの普及啓発などを通じて企業を側面から支援するという「誘導者としての政府」の性格が強かったといえる。なお、同懇談会は、この中間報告書を公表後、一度も開かれていない。

CSRに関する日本政府内のもうひとつの動きは、内閣府における社会的責任に関する議論である。これは、二〇〇七年に第一次安倍内閣が閣議決定した「長期戦略指針『イノベーション⁽²⁰⁾』」の中に、「国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される『社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）』を開催する」との構想が盛り込まれたことに端を発する。この構想を実現すべく、企業、経済団体、消費者団体、労働組合、NGO、研究機関などの各ステークホルダーが参加する準備委員会が設けられ、そこでの議論に基づいて、二〇〇九年に「社会的責任に関する円卓会議」が発足した。この円卓会議は、企業や消費者団体などの様々なステークホルダーの代表が、設立趣意書に合意した上で参加し、共同で運営に当たるというマルチステークホルダー・ダイアログの方式をとっており、日本ではほとんど例を見ない組織であった。

この円卓会議は、二〇一一年に「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を公表し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、事業者（団体）、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO/NGO、及び政府が

果たすべき社会的責任を明らかにした。この中で、政府のCSR政策に関係する事項としては、障害者雇用対策の推進、違法な児童労働の撤廃に向けた関係法令の遵守徹底と政策の推進、BOPビジネスの普及・啓発及び関係者の連携支援などが盛り込まれている。

このうち、近年、経済産業省が力を入れているのはBOPビジネスの促進である。BPOビジネスとは、主として途上国の貧困層（BOP (Base of the Economic Pyramid) 層）を対象として、現地における様々な社会的課題（水資源の確保、生活必需品・サービスの提供、貧困削減等）の解決を目指して行われる新たなビジネスモデルのことである。経済産業省は、上述の協働戦略に先だって、すでにBOPビジネスの支援に取り組んでおり、二〇一〇年には、BOPビジネスを支援するシステムとして、「BOPビジネス支援センター」を設立し、ポータルサイトによる情報提供や、関係者間の連携促進などを行っている。

また、経済産業省は、環境問題や貧困問題といった社会的な課題の解決をビジネスの対象に据え、事業としてこれに取り組むというソーシャルビジネスの支援にも力を入れてきた。その一環として、二〇〇八年からソーシャルビジネスの育成・拡大に対する補助金事業を行ってきたが、二〇一一年の東日本大震災を受けて、これを震災復興のための支援に特化させ、被災地の経済復興や雇用創出、被災地における弱者支援に取り組む民間事業を援助している。これは、震災復興という公共政策の一部を企業に代替させる取り組みであり、上述の代替型CSRの促進であるといえる。

こうした近年の状況から見ると、CSRに対する日本政府の立場は、自主的CSRを側面から促すという「誘導者としての政府」からもう一步進んで、CSRの増進に取り組むための枠組みを自ら組織し、企業や他の団体をその中に巻き込んでいくという「伴走者としての政府」の段階にあるといえる。

一方、日本のCSR政策には、「統括者としての政府」という面は、ほとんど見られない。かつて、民主党が政権獲得直前の二〇〇九年に示した「民主党政政策集INDEX2009」の中で、「公開会社法の制定」という項目を盛り込み、「株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域など様々なステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します」と謳ったことがあるが、しかし民主党政権下でもこの構想は実現せず、監査・監督委員会設置会社の創設といったコーポレート・ガバナンスを強化するための会社法改正に議論が収束した。だが、この会社法改正にしても、二〇一二年に自民・公明政権に代わって以降、当初の勢いが弱まり、二〇一三年の通常国会への上程という当初の予定が見送られ、現在に至っている。

4 CSR政策と憲法

前節までにおいて、ヨーロッパを中心にして、企業のCSRを政府が政策的に促進するという現象が拡大しており、そうしたCSR政策が映し出す政府像には、「傍観者としての政府」、「誘導者としての政府」、「伴走者としての政府」、「統括者としての政府」という四つのものがあることを示してきた。日本においては、いまだCSR政策は明確な政策課題として顕在化していないが、否応なく進む経済活動のグローバル化と、それに付随して生じる規制緩和要求への対応の中で、企業活動に一定の秩序を求めていることとするならば、CSRの推進は、日本政府にとっても今後、重要な政策課題となっていくであろう。

では、CSRと日本国憲法とは、どのような関係にあるのだろうか。この問題は、これまであまり深くは論じら

れてこなかった。その理由は、「憲法及び憲法学が、憲法を公権力を規制する法ととらえ、人権を国家に対する権利と理解してきた」ためであり、それゆえ企業の営為であるCSRは、憲法学の分析対象としては「やや荷が勝ちすぎている」と考えられてきたためであろう。⁽²¹⁾ あるいは、「法を強制とみる法実証主義の伝統からすれば、道徳または倫理は、法から厳格に区別する必要がある」り、「制裁と結びつかない倫理は、憲法学の対象ではない」とみなされてきたことも理由に挙げられよう。⁽²²⁾

CSR政策と憲法との関係を模式的に分類すれば、考え得る関係性は、(a) 憲法はCSR政策に無関係ないし中立的、(b) 憲法はCSR政策に消極的・否定的、(c) 憲法はCSR政策に積極的・肯定的、という三つである。CSR政策は純粋な政策問題であり、憲法的な問題ではないとの前提に立てば(a)に帰結する。例えば、石川健治は、「特定の経済的〈秩序〉を憲法から直接に引き出すことはできない」と述べるが、こうした見解からすれば、憲法それ自体は経済政策的に中立であるといえ、憲法はCSR政策を否定も肯定もしていないといえよう。⁽²³⁾

しかし、大方の学説及び判例は、憲法は一定の経済秩序を指向していると解している。そして、憲法が指向するところの経済秩序の捉え方については、論者によって正反対の見解が呈されている。その理由は、日本国憲法自体が、二つの経済秩序を並立させているからに他ならない。現行憲法は直接的に企業活動に関する規定を置いていないが、二二条一項が定める職業選択の自由は、営業の自由も包含するものであるとの解釈が通説・判例となっており、また二九条一項が保障する財産権は、個人の人權としての財産権のみならず、財産権の基礎をなす私有財産制をも保障したものであると捉えられている。そして、これらの権利は、法人としての企業にも保障されると解されている。その一方で憲法は、社会国家・福祉国家の思想に基づき、これらの経済的自由権を社会的に拘束されたもの、あるいは社会的公共の見地から法律によって積極的に規制しうるものとする考え方を取り入れているとされ、後述するように、

判例でもその旨が明らかにされている。すなわち憲法は、企業の経済活動について、一方で自由を、一方で制約を定めているのであり、CSR政策と憲法の関係を考えるに際しては、この両者のバランスの中で、CSR政策がどのように位置づけられるのが問題となる。

憲法は、自由な市場とそこにおける企業の営業の自由を重視していると解すれば、政府がCSRを政策的に推進することは、企業に一定の活動を強制することにつながり、場合によっては企業の営業の自由を脅かすおそれがある。このように考えれば、上記の(b)の結論に行き着くであろう。片や、CSRは人権や平和、福祉の向上といった憲法価値と親和的であり、かつ社会国家・福祉国家の理念に則って、野放図な経済活動から社会的弱者を保護し、秩序ある経済活動を生み出すためのものであると解すれば、憲法はCSR政策を積極的に是認又は要請していると見ることもでき、上記の(c)の結論が導き出される。

そこで以下では、(b)や(c)の結論に結びつくと思われる憲法論を概観し、CSR政策がそれらの中でどのように位置づけられるかを検討していく。

5 CSR政策の憲法論(1)——古典的自由主義に基づく憲法論

上述の(b)の憲法論、すなわちCSR政策に消極的・否定的な見方と結びつく憲法論を展開する代表的な論者が阪本昌成である。阪本は、「従来の憲法学は、市場と組織という重要な要素を分析対象としてこなかった点で、致命的欠陥をもっていた」との問題意識から、市場のもつ秩序形成機能に着目した上で、市場の自生的秩序を重視するハイエクラのオーストリア学派と、市場によっては提供できない財・サービスの供給に國家の役割を限定しようとする

古典的自由主義の立場に立ち、国家は市場に自生する競争ルールを維持することに専心すべきであり、それ以上の介入を行うことは、結果として人々の自由を侵食することになるという。⁽²⁴⁾そして、「市場には道徳性が欠如している」とか、「市場は弱肉強食である」といった「法学界のマジョリティ」の見解は誤りであり、市場こそが人々の自己決定を可能にし、多元的で自由な国家をもたらすと主張する。⁽²⁵⁾こうした阪本の立場から見れば、政府によるCSR政策の推進は、市場に対する不必要な介入であって、介入の度合いが強まれば強まるほど、企業の自由は浸食されるということになり、それは経済的自由権を保障する憲法の理念とは相容れないことになるであろう。

阪本と同様に、市場の秩序形成機能を重視し、それに則した憲法論を打ち出すのが井上嘉仁である。井上は、「競争の自由と所有権、交換の自由を保障すれば、生産者は企業家精神を発揮し、消費者の需要に応えるような生産活動をおこない、利潤を獲得するだろう。そのような企業家による競争プロセスにおいて、各プレイヤーが衝突することを回避するために、制度やルールが自生する。この自生的な制度やルールこそが秩序である。この意味での自生的秩序を憲法は保障している」と主張する。⁽²⁶⁾そして、他者から強制されない自由競争に対して、「あるべき状態に近づけるように国家が干渉して作り上げられる競争」を「秩序ある競争」と名付けて区別し、この「秩序ある競争」のような経済秩序は憲法の求めるものではなく、それゆえ「一定の価値観に基づく競争を促進するための国家の介入を許容する立場」にも懐疑的な目を向ける。⁽²⁷⁾CSR政策は、まさに井上が懐疑的に見る「一定の価値観に基づく競争を促進するための国家の介入」であり、井上の憲法論からすれば、憲法とは相反するものとなるであろう。

また、「新古典派の思考様式に骨の髄まで冒されている」と述べる安念潤司も、政府による経済秩序の形成には否定的である。「自由競争は社会的余剰を最大化し、社会的余剰の大ききこそ『富』そのものであるから、自由な市場によってしか富の最大化を図れないことは自明の事柄に属する」と考える安念から見ると、経済的自由をめぐる日本

の判例は、「自由な市場に冷淡」であり、日本の法学者の態度も「圧倒的に反市場主義的」に見えるという。⁽²⁹⁾ 安念はその原因を、「二重の基準論への法学者の強固な信奉や、官僚による統制経済を許した「一九四〇年体制」などに求めるが、とりわけ「モラル・エコノミー」の思想、すなわち政治権力を有するものは、庶民の生存を保障する義務を負うという経世済民の思想に反市場主義の起源を見ることができるといえる。⁽³⁰⁾ こうした反市場主義的な思想に対して、安念は「市場を構成する私人はもとより信用できないが、政府はもっと信用できない」と反駁し、「各経済主体にあらじめ倫理的に決定されているはずの然るべき役割を割り振り、その役割を公権力を用いても果たさせようとする」ことは、「気楽だが貧しい社会」しかもたらないと批判する。⁽³¹⁾

安念は、新古典派とモラル・エコノミーのいずれが正しいかは、個人の選好によるとしており、モラル・エコノミーの思想が、直接的に憲法と矛盾するとは述べていない。しかし、CSR政策は、「各経済主体にあらじめ倫理的に決定されているはずの然るべき役割を割り振り、その役割を公権力を用いても果たさせようとする」ことを目指す政策であり、安念から見れば、まさにモラル・エコノミー的な政策といえる。そうであれば、CSR政策には、それを推進する側の意図とは逆に、「気楽だが貧しい社会」しかもたらないというネガティブな評価が与えられることになるであろう。

上述の阪本や井上や安念の憲法論は、自由市場の効用を重視する新古典派の経済学、とりわけ市場の秩序形成機能を重視するハイエク主義にコミットするものであるが、同様の見地から、CSRについて詳細に論じるのが、経済法学者の楠茂樹である。楠の議論は、憲法論として行われているわけではないが、ハイエク主義の立場からCSRを批判的に見る。⁽³²⁾

楠は、フリードマンの企業責任論を下敷きにして、企業の社会的責任を、①利益獲得という社会的責任、②法令対

応という社会的責任、③法令以外のルールへの対応という社会的責任、④ルール対応以外の社会的責任、という四つに分類し、企業に対して公益を実現する利他的行動を説くのではなく、利己的行動が公益の実現に導かれるようにするルールの仕組みを問題にするというハイエク主義の立場から、その妥当性を検討する。そして、①は企業の「本業」であるから当然認められ、②③についても、そこで問題となる法令やルールが、開かれた市場における自由な競争を通じて見出されてきた自生的な秩序であるならば、ハイエク主義の立場から企業責任として認められるとする。しかし、④の意味におけるCSRは、「一定のルール環境の下、私益追求の積み重ねを公益に変換させる自由市場それ自体の否定につながりかねない発想である」として、これを否定的に見る。たとえ、現在のグローバル化した市場経済が無秩序に見えとしても、それは市場の秩序形成機能がグローバル化の速度に追いついていないだけであり、その解決策として市場の自律性そのものをCSRの名の下に奪ってしまえば、元も子もないというわけである。楠は、社会の動きに秩序形成が追いつかないのであれば、意識的にルールを設定することは是とするものの、それは「現場の知識に接している企業」の役割であって、政府がそれを担うことには懐疑の目を向ける。⁽³⁴⁾ こうした見方からすれば、政府によるCSR政策は、市場の秩序形成機能を劣化させ、経済秩序を混乱させる恐れがあるものとして、否定的な位置づけしか与えられないであろう。

加えて、楠はナチス政權下のドイツ株式法が、取締役に「国民と国家の共同利益」を目指す会社運営を要求していたことを引き合いに出しつつ、CSRの称揚が「個人を全体の目的に従属させる『隷属への道』であるかもしれない」ということに我々はもっと敏感であるべきだ」と述べ、CSRは全体主義の入口にさえなりかねないと警告する。⁽³⁵⁾ CSRをこのように捉えるとき、それを政府が政策的に推進することは、民主主義を基調とする現行憲法の理念とは、当然に相容れないものとみなされよう。

6 CSR政策の憲法論(2) — 社会国家思想に基づく憲法論

上に見てきたような古典派的自由主義やハイエク主義に基づく憲法論によって導かれるCSR消極論に対し、先述した(c)の見解、すなわちCSR政策への積極的な評価につながるような憲法論を展開するのが棟居快行である。

棟居は、憲法と経済秩序の関係を、①制度論(ルソー・モデル)、②純粹自然的自由論(ハイエク・モデル)、③折衷論(ロック・モデル)という三つの範型に分類する⁽³⁶⁾。このうち、制度論(ルソー・モデル)とは、法制度が経済秩序をつくるという考え方を指すが、棟居は財産権や私有財産制度は憲法や法律に先行して成立していたものであり、またグローバル化した経済活動を一国の法制度で枠づけることは、もはや不可能であるとして、このモデルを退ける。他方、純粹自然的自由論(ハイエク・モデル)とは、法制度以前に自生的な経済秩序が存在し、これに國家が介入することは原則として禁止されるという考えであるとされ、そこで國家の役割は、第三者による財産権侵害の阻止といった、経済秩序を外部から守ることに限定される。しかし、棟居はこのモデルにも否定的であり、國家は財産権侵害の阻止だけではなく、市場メカニズムの維持という役割を引き受けるべきだとし、それを可能とする折衷論(ロック・モデル)を支持する。

このロック・モデルは、さらに、國家の役割を欺罔行為や暴利行為の禁止といった、物理的安全性に近い意味での法的安定性の維持に限定する「中立的バージョン」と、國家が憲法を頂点とする国法秩序の価値に照らして契約内容の正当性を判断できる「価値的バージョン」のふたつに分岐できるという。棟居は、このうち価値的バージョン、すなわち「契約の実体内容についての國家の観点からの『正義』を強制し、再配分のツールとさえする」ことに肯定的

であり、また、このバージョンは、人権の私人間適用における間接適用説や、私有財産制度を財産権保障のための制度的保障とみるという憲法学の通説・判例の立場にも合致するという。

以上のような棟居の見解に基づけば、政府が人権・環境・平和といった価値の実現を目指すCSR活動を「正義」と判断し、それを企業に何らかの形で要求・要請することも許容されることになる。それは憲法を頂点とする国法秩序の価値を実現することでもあり、そこにおいて憲法価値とCSR政策との間に連関性が生まれ、前者は後者を促し、後者は前者を増進するというサイクルが機能することになる。棟居は、経済活動における国家の役割には限界があるとして、「日本国憲法がどのような経済秩序を前提とし、保障しているかは、もはやあまり意味のない問いであるかもしれない」との冷めた見方をする一方、政府が労働法制や福祉法制の拡充によって、憲法的価値に沿った経済秩序を形成することに期待を表明する⁽³⁷⁾。このような棟居の見解は、社会国家思想に基づいた経済秩序の政策的形成を容認するものであり、棟居の憲法論に基づけば、労働環境や福祉水準の向上を目指すためのCSRを政府が政策的に促進することも首肯されると考えられる。

棟居と同様、古典派的な自由主義を批判し、社会国家・福祉国家的な政府像に期待する憲法論を展開するのが中島徹である。中島は、「個人の自由を確保するために政府の権限を抑制すること、そのために政府の役割を可能な限り縮小し、市場の領域をできるだけ拡大すべきだ」という市場主義の思考は、……市場における権力関係が個人に抑圧的に機能することを過小評価している」とし、阪本らの主張するような市場主義経済への信頼に基づく憲法論を批判する⁽³⁸⁾。その上で、経済政策や産業政策によって経済的再分配を行うという社会国家・福祉国家の思想に期待を寄せ、それは公共の福祉による経済的自由権の制約を認めた憲法にも合致するものであるという。

ただし、中島が目指すのは旧来の「大きな政府」による社会国家・福祉国家ではなく、市民の参加や討議に基づき、

多元性が確保され、自己決定が保障された国家であり、そこでは、多元的な自己決定を保障する条件整備を行うことが政府の役割とされる。⁽³⁹⁾このような見解からすれば、環境や人権と両立する持続可能な発展を目指すCSRを促進するための政策は、社会国家・福祉国家の思想と軌を一にするものであり、政府の役割に含められることになる。とりわけ、ヨーロッパ各国で広く導入されているマルチステークホルダー・ダイアログに基づくCSR政策の策定・実施は、中島が主張するところの市民参加や多元性確保の必要性にも適合する。憲法は政府に「秩序だった市場」の構築を求めているとする中島の憲法論に基づけば、CSR政策は憲法上許容されるのみならず、それは政府の役割として要請されるものとなるはずである。⁽⁴⁰⁾

同じく杉原泰雄は、憲法の発展史という観点から、憲法は経済体制や経済秩序のあり方を定めるものであると主張する。杉原は「憲法には人類の歴史的な歩みと各時代の基本的諸課題の解決の仕方が、国の最高法規として定められており」、「憲法の最重要な課題の一つは、それぞれの段階（近代→現代→現在という歴史の発展段階…筆者注）における資本主義のあり方を『国の最高法規』として定めること」であるという。⁽⁴¹⁾そして、人類はいま、市場原理主義の世界化や地球環境の破壊といった様々な問題に直面しているとし、こうした諸課題の解決を目指す「現代資本主義体制」か、あるいはそれら諸課題の解決を憲法に明示せず、経済活動の自由に固執しようとする「資本主義憲法体制」かのいずれを採るかという選択が問われているという。杉原は、そこにおいて取り得る当面の選択肢は「現代資本主義体制」でしかないとした上で、日本国憲法には、平等原則や社会権的諸権利の保障といった、「近代資本主義憲法原則に通底する社会国家理念を前提として機能することが求められている」とし、「日本国憲法とその資本主義体制にこそ固執すべき」であると主張する。⁽⁴²⁾

このような杉原の論旨は、資本主義の暴走とそこで発生している現代的な諸課題に対して、社会国家の理念によって対処することを主張し、その処方箋を憲法の中に見出そうという点において、中島の主張と趣旨を同じくする。杉原の憲法論においても、社会国家の理念に基づいて、市民社会に介入するための施策を政府がCSR政策を通じて行うことは、是認ないし要請されることとなろう。

上に挙げた棟居、中島、杉原という三人の憲法学者と同様の憲法観は、他の領域の研究者によっても主張されている。例えば、法制史学者の水林彪は、杉原と同じく憲法を歴史的な動態の中で捉えた上で、日本国憲法は一定の経済秩序を要請していると説く。水林は、日本国憲法に「歴史学的社会科学的解釈」を施せば、日本国憲法は「日本経済の基本的あり方を、『福祉国家型資本主義』とでも表現することのできる資本主義であるべきことを指示」しており、そのような経済秩序の規範化を、「国民の権利及び義務」という観点から行っていると解することが相当であるとい(43)う。

また、長谷川晃は、法哲学の立場から、社会国家・福祉国家を前提とした「市場における正義」の確立を主張する。長谷川は、市場における法的正義のためには、ハイクラス的な自生的秩序のみには期待できず、一定の公的統御が必要であると説く。なぜならば、ハイクラス的な自由が秩序を生み出すという「カタラクシーのゲーム」は「一種のユートピア」に過ぎず、それだけでは「市場構造の歪みや、市場活動の成果が社会的に不均衡を生ずる可能性を統御できるわけではない」からである。(44)そして、このような「市場の限界」に対しては、一定の権力を伴ったより広い公共的規整の見地からの統御が必要であるとし、その目指すべきところは「社会に生きる人々の善き生の充実」、言い換えれば「ひとの福祉の充実」であり、それこそが市場における法的正義であるとい(45)う。

他方、国際経済法の見地から、憲法と経済秩序の関係を論じるのが須網隆夫である。須網は、憲法と経済秩序の関

わりには、①憲法が市場経済の基礎を構築する、すなわち憲法によって市場が機能するための条件整備を行うという側面、②市場経済への国家の介入を憲法が規律するという側面、③憲法が一定の価値観に基づいて、特定の市場経済のあり方を選択するという側面、という三つがあるという⁽⁴⁶⁾。そして、ハイエク主義とは正反対に、「一定の規範的価値を実現するために、市場機能と両立することを条件に、市場を人為的に設計するという態様で、国家が、市場経済秩序により積極的に関与する可能性」を認め、二〇〇九年に発効したE.U.リスボン条約が、「完全雇用と社会進歩を目指す高度に競争的な社会的市場経済」や「社会的排除の撲滅」、「社会的保護の促進」をE.U.の目標に掲げていることを引き合いに出し、市場経済秩序総体のあり方を憲法が積極的に選択することも認められると主張する⁽⁴⁸⁾。

須網は、憲法が市場経済秩序のあり方を決定できる可能性を認めるのみで、現行の日本国憲法がそれを定めているとは考えていない⁽⁴⁹⁾。しかし、憲法が一定の経済秩序を選択的に規定することが可能である以上、現行憲法の条文や理念に沿う形で、政府が特定の経済秩序の構築に向けたCSR政策を推進することも許容されると解される。リスボン条約が締結される以前から、ヨーロッパ各国が積極的にCSR政策に取り組み、社会的市場経済や社会的排除の撲滅に努力してきたことを考えれば、社会権の保障など社会国家思想を取り入れている日本国憲法は、CSR政策を積極的に評価する論拠にはなり得ても、それを否定する論拠になると見ることは困難であろう。

7 CSR政策の憲法論(3)——コミュニティアニズムに基づく憲法論

先に述べた古典的自由主義は、「国家からの自由」を重視して、国家による経済秩序の形成を否定的に見るのに対して、社会国家思想は「国家による自由」を重視して、国家による経済秩序の形成を肯定的に捉える。この違いが、

CSR政策に対する評価にも表れているといえる。このうち、古典的自由主義に対しては、それが自由の暴走をもたらし、無秩序な経済活動を生み出すのと批判が絶えない⁽⁵⁰⁾。他方、社会国家思想に対しても、それが政府の肥大化をもたらし、自由の領域の縮小と市場機能の低下につながるのと危惧が呈されている⁽⁵¹⁾。

こうした対立を止揚する新たな政治思想として、近年、注目を集めているのがコミュニティアニズム（共同体主義）である。何をもってコミュニティアニズムと称するかは、いまだ定見を見ないが、菊池理夫はマッキンタイア（A. MacIntyre）やテイラー（C. Taylor）、サンデル（M. Sandel）といった代表的なコミュニティアン思想を俯瞰した上で、「人間のつながりや共通性を強調し、コミュニティにおける自由で平等な成員がともに熟慮して議論して、共通の目的を実現していく民主主義の政治を主張するもの」が現代のコミュニティアニズムであり、そこではコミュニティの中に自生的に芽生える「共通善」が秩序形成の源になり、そうした秩序を追求することが政治的・社会的目的になるという⁽⁵²⁾。

このようなコミュニティアニズムは、基本的には自治的な民主主義を求める政治哲学として提唱されたものであるため、直接的に一定の経済秩序や経済政策と結びつくものではない。しかし、経済活動においても、コミュニティにおける自生的秩序としての「共通善」が目指されることは当然であり、企業もそのための社会的責任を負うと主張される⁽⁵³⁾。企業がコミュニティの一員として、このような責任を果たすことが、コミュニティアニズムから見たCSRとということになる⁽⁵⁴⁾。

では、コミュニティアニズムは、こうしたCSRの実践を政府が政策的に促進することを肯定するのであろうか。コミュニティアニズムは、それが熟慮の上での民主主義的決定であれば、政府による市場介入を必ずしも拒絶するものではない。従って、プロセスの正当性が確保されるとの前提さえ整えられれば、CSR政策も十分肯定されると考

えられる。ただし、その内容は、コミュニティの共通善を増進するようなものでなくてはならず、またコミュニティの自律を損なうような強制性を帯びることは許されないであろう。この点、環境、人権、腐敗防止といったCSRの主たるテーマは、概ね共通善として合意されうるであろうから、熟議プロセスの確保と強制性の制限という条件さえクリアできれば、コミュニティアニズムもCSR政策を許容するものと考えられる。

次に、コミュニティアニズムに基づくCSR政策肯定論が、憲法論として成り立ちうるかが問題となる。憲法論としてコミュニティアニズムを取り上げたものは多くはなく、経済政策や経済秩序に関する憲法論としてコミュニティアニズムの視点を取り入れているものはさらに少ないが、政治哲学を専門とする小林正弥は、コミュニティアニズムの立場から、経済政策に関する憲法論を展開する。小林は、「日本国憲法は文面上はコミュニティアニズム的解釈の方が適合していると思われる」とし、その論拠として、日本国憲法上の「公共の福祉」を挙げる。すなわち、「公共の福祉」という概念は、憲法制定過程では「共通善 (common good)」や「公共善 (public good)」などと表現されていたものが、最終的に「公共の福祉 (public welfare)」に統一されたことからして、憲法が規定する「公共の福祉」は、コミュニティアニズムが重要視するところの共通善や公共善の概念が定式化されたものであるとみなすことができるという。⁽⁵⁶⁾そして、「公共の福祉」による経済的自由権の制限を明記した憲法二二条や二九条をこのような見地から解釈すれば、これらの規定は、環境保全などの共通善の観点からの経済的規制を可能にしたものと読むことができる⁽⁵⁷⁾と主張する。このような憲法解釈からすれば、政府が共通善の促進を目的にCSR政策を推進することは、憲法上も容認されることになるであろう。

8 CSR政策の憲法論(4)——判例に見る憲法上の経済秩序

判例は憲法が一定の経済秩序を指し示していると見ているのだろうか、それとも憲法を経済秩序からは中立的な存在と捉えているのだろうか。この点については、すでに詳細な分析が行われているが、⁽⁵⁸⁾ここでは経済的自由権に関する判例理論を打ち立てた代表的な三つの最高裁判決、すなわち小売市場事件最高裁判決、⁽⁵⁹⁾薬局距離制限事件最高裁判決、⁽⁶⁰⁾森林法事件最高裁判決を素材に、そこに見られる経済秩序観を確認しておく。

まず、小売市場の新設に関する距離制限が、憲法二二条が保障する職業選択の自由及び営業の自由を侵害するものといえるかが争われた小売市場事件において、最高裁は、憲法は「個人の自由な経済活動を基調とする経済体制を一定予定している」が、一方、「憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである」⁽⁶¹⁾り、「このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているものといえることができ、個人の経済活動の自由に関する限り、……右社会経済政策の実施の手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、国は、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図るために、立法により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それが右目的達成のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り、許されるべきである」と述べている。このような憲法観は、中島らが主張すると

ころの社会国家・福祉国家を前提とする経済秩序を憲法が採用しているとの見解と同旨のものといえる。

同じく、薬局の新設に関する距離制限が、職業選択の自由及び営業の自由を侵害しないかが争われた薬局距離制限事件において、最高裁は、「職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、……これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものであり、それこそが、憲法が「職業選択の自由を基本的人権の一つとして保障したゆえん」であると述べる。このような職業観や職業選択の自由に対する評価は、憲法はそれらを「一応」保障しているに過ぎないとした小売市場判決よりも一歩踏み込んで高い評価を与えているといえる。他方で最高裁は、同判決において、「もつとも、職業は、……その性質上、社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由……に比較して、公権力による規制の要請がつよく」、「その規制を要求する社会的理由ないし目的も、国民経済の円満な発展や社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで千差万別で、その重要性も区々にわたるのである」と述べ、小売市場判決同様、経済活動に対して幅広い規制が及ぶことを認め、その中には「国民経済の円満な発展や社会公共の便宜の促進」も含まれるとし、ここでもまた社会国家・福祉国家的な経済秩序のあり方を是認している。

また、共有林の分割制限が財産権の侵害にならないかが問われた森林法事件においても、最高裁は、憲法は「私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して……財産権について規制を加えることができる」旨を定めていると述べ、職業同様、財産についても、社会的利益の観点から一定の制約が可能であるとの認識を示している。そして、

「財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、……立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであり、この規制は、「社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうる」とし、ここでも経済的自由に対する社会国家・福祉国家的な見地からの制約を認めている。

これら重要判例から考えると、最高裁は、「経済秩序を選択し、なおかつこれに対して憲法的評価を行っている」ということができるであろう。⁽⁶²⁾そこで選択されている経済秩序とは、国家が秩序ある経済発展や社会公共の便宜の促進のために、個々の経済活動や財産に介入することを認めるといふ社会国家・福祉国家の経済秩序であり、憲法はそれを積極的に容認しているというのが、判例の一貫した立場であるといえる。⁽⁶³⁾

9 検 討

(1) 三つの憲法論におけるCSR政策の評価

CSRは、もともと市場主義経済の暴走や行き過ぎを抑止するために生まれた概念である。先に挙げた国連グローバル・コンパクトは、各国でCSRの指標のひとつとなっているが、このグローバル・コンパクトの発足の契機となったのは、一九九九年のダボス会議におけるアナン国連事務総長(当時)の以下のような演説であった。

「われわれは選択を迫られている。短期的な利益の計算によってのみ導かれるグローバルな市場か、それとも、人間の顔をしたグローバルな市場か。敗者の命運を無視する利己的で規制のない世界か、それとも、強くて成功した者がその責任を受け入れて、グローバルな展望の下でリーダーシップを発揮するような世界か。

あなた方、財界の指導者には正しい選択をしてほしい。⁽⁶¹⁾」

ここに示された「人間の顔をした市場主義経済」というCSRの理念は、市場主義経済を前提としつつ、その弊害の除去を政策的に推進することを目指す社会国家・福祉国家の根本原理と符合する。また、政治思想の新潮流として、近年、注目を浴びているコミュニタリアニズムも、古典派的自由主義に基づく市場主義経済に対しては、それがコミュニティを破壊するものであるとして批判的であり、これに歯止めを掛けることを主張する。⁽⁶²⁾したがって、社会国家思想やコミュニタリアニズムは、CSRの理念と軌を一にするものであるといえ、社会国家思想やコミュニタリアニズムに基づく限り、CSR及びそれを促進するためのCSR政策は、積極的に評価されよう。

右に見てきたとおり、経済秩序や経済的自由権に関する判例及び学説の多くは、日本国憲法は社会国家・福祉国家の思想に基づいて、経済的自由はそもそも制約を伴ったものであると捉え、政府が社会国家・福祉国家の理念に沿って一定の経済秩序を設定し、それを実現するために政策的介入を行うことを是としている。このような解釈は、憲法が生存権等の社会権を保障し、また経済的自由権が公共の福祉による制約を受ける旨をあえて明記していることとも整合的である。こうした社会国家思想を土台とする学説・判例に基づけば、CSRは憲法と親和的であると解され、CSRを推進するためのCSR政策についても、憲法はそれを積極的には認ずるものと考えられる。また、コミュニタリアニズムの見地からしても、同様の憲法論が導かれるであろう。

他方、社会国家思想に対峙する古典的自由主義からすれば、CSRは個人や企業の自由干渉し、市場の経済秩序を乱すものとみなされよう。したがって、古典的自由主義を前提とした憲法論は、CSR政策を否定的に捉えることとなろう。だが、古典的自由主義に基づく市場主義、言い換えれば、「経済合理性と競争原理に基づく市場の原理が、規制等を用いた政府の政策的誘導に優位すること」を主張する見解は、「少なくとも戦後憲法学においては、まとも

に取り上げるに値しない論題として無視されてきた」と評されるほど低い評価しか与えられていない。⁽⁶⁶⁾多くの学説は、日本国憲法を社会国家思想に立脚するものと捉えており、その点では、古典的自由主義によるCSR政策否定論の影響力は小さいといえよう。

ところで、古典的自由主義はCSRやCSR政策とはまったく相容れないのであろうか。先に挙げた阪本昌成らの古典的自由主義を土台とする憲法論に立てば、一見、CSRは自由市場原理に反し、CSR政策は国家による経済秩序の押しつけとして排除されるかに思われる。しかし、古典的自由主義の中でも、市場の自生的秩序形成機能の尊重を標榜するハイエク主義は、必ずしもCSR政策と相容れないとはいえない面がある。これを立憲的経済学の見地から説くのが、パンベルクによる「カタラクシーのゲームとしてのCSR論」である。⁽⁶⁷⁾

パンベルクは、企業が自己の利益だけを考えて、顧客や従業員、取引先、コミュニティの利益に注意を払わなければ、その企業は長続きできないことは明らかであるから、市場経済においては、原理的にこれらの者の利益に配慮しなければならぬという。無論、相対立する様々な利益を企業が適切に調整することはできないが、自由市場が適切に機能していれば、企業が他の様々な主体の利益に配慮しつつ自己の利益を追求する中で、自然と利益の調整が図られるはずであり、それがハイエクが「カタラクシー」(catalaxy)と呼ぶところの経済秩序であるという。このカタラクシーの中で、個々の企業は直接的に共通善 (common good) を実現する責任を負うわけではないが、共通善を実現すべく設定されている市場の法的・倫理的なルールに従うという責任は負っており、企業が集团的にその責任を果たすことによって、自己の利益追求が共通の利益の実現へと結びつくことになる。そして、パンベルクは、このような企業の集团的な責任こそが、CSRであるというのである。

パンベルクは、個々の企業の長期的な事業継続は、その企業を取り巻く法的・倫理的な枠組みの「質」にかかって

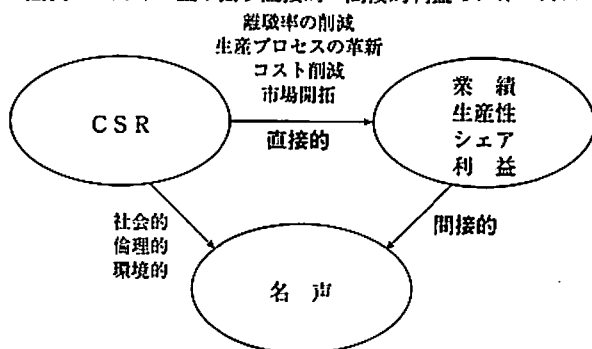
いるという。そして、この「質」は、その枠組みの内部にいる者が、いかにそれをより良いものへと変革し、維持していくかに左右されるという。したがって、パンベルクが言うところのCSRは、単に現存する市場のルールに従うことにとどまらず、より広範な共通利益が実現できるように市場のルールを改善していくための議論に企業が参加し、貢献することを要求する。

古典的自由主義は、自由やそこから生まれる利益と、政治的なルールや倫理の強制を対立的な関係に置くものと理解されがちであるが、自由や利益を長期的に維持するための自主的なルールは、当然否定されるものではない。ハイエク主義では、こうしたルールが市場における活動の中から自生的に派生すると主張されるが、パンベルクは企業がそのルールの生成に関わる議論に貢献することをCSRと捉えることによって、古典的自由主義におけるCSRの位置づけを試みる。そして、このように考えるならば、先に述べたCSRの類型のうち、政府奨励型CSRや政府指示型CSRは、カタラクシーを乱すものとして排除されるであろうが、政府連携型CSRを促進するための政策、すなわち企業と政府が協力し、対等な立場で共に社会的責任の促進を図っていくためのCSR政策は、あながち否定されるものではないと思われる。

(2) CSR政策の目的としての「信頼」——その法的評価

上述の通り、CSRは「人間の顔をした市場主義経済」を目指すものであるが、企業は本質的に経済的利益を追求する存在である以上、その自主性や倫理性に期待するには限界がある。したがって、CSRを促進するには、CSRの実践が経済的利益に結びつくような社会システムをつくること、逆にいえば、CSRの軽視が経済的損失に結びつくような社会をつくることが効果的である。

図表3 CSRの生み出す直接的・間接的利益のメカニズム



Source: HMI Government, Corporate Responsibility Report, 2009, p. 6.

このような認識は、CSR政策を実施している政府の側にも浸透してきており、例えば、イギリス政府は二〇〇九年に策定したCSR行動計画「企業の責任に関する報告書」⁽⁶⁸⁾の中で、図表3のような流れ図を用いて、CSRが経済的利益をもたらすメカニズムを説明している。

このメカニズムは、CSRが企業の社会的・倫理的・環境的な名声につながり、それが間接的に企業の業績や利益の向上に結びつくことを示しているが、それはCSRによって企業が社会の信頼を勝ち取り、それが企業の名声、すなわちブランドイメージを高めるためである。このようなサイクルが実現すれば、企業は率先してCSRに取り組むようになるであろう。そのためには、CSRを実践する企業に名声が付与されるような仕組みが必要であり、そうした名声を市民が価値あるものとみなし、CSRを実践する企業の商品やサービスを優先的に購入するという意識や態度を定着させなければならぬ。これらは企業にCSRを促すだけで実現するものではなく、政府が政策的に社会的・経済的環境を整えることが必要となる。

CSRを経済的利益と結びつけ、そこにCSR政策の役割を見出そうとするもうひとつの例が、デンマーク政府が二〇〇八年に策定した「CSRのための行動計画」⁽⁶⁹⁾の中に盛り込まれた「責任ある成長に向けたデンマークのマーケティング」である。ここでは、デンマークの企業がCSRを果たすことによって、より多くの利益を得られるようにするという目的の下、政府が国際的なマーケティング活動を行うとしている。すなわち、デンマークは責任感のある

信頼に足る国家であるというイメージを国際的に浸透させ、それによって国際競争におけるデンマーク企業の優位性を築こうというのである。そのためには、デンマークの個人、企業、政府機関等が積極的にCSRを実践することが重要であり、政府としてこれを支援していかなければならないとしている。CSRの実践は、ともすれば経済的な利潤とは相容れない一種の理想的な理念と捉えられがちであるが、デンマーク政府はCSRをマーケティングの手段と捉え、官民挙げて積極的なCSR活動を推進することによって、国家のブランドイメージを向上させ、ひいてはデンマーク企業の国際競争力を高めることをCSR政策の目的に据えたのである。⁽¹⁰⁾

CSRの促進による企業イメージや国家イメージの向上は、言い換えれば、その企業や国家の信頼性の向上ということである。では、信頼の醸成に対して、法や政策はどのように関与できるのであろうか。この点を「法と経済学」の観点から説明するのが、森田果が説く法の信頼形成促進機能である。⁽¹¹⁾ 森田は、信頼関係は低い取引費用での社会的相互作用を可能にする手段であると位置づけることができ、社会的な信頼の程度は、高い方が好ましいとした上で、社会において信頼関係を形成促進し、維持するような方向へと法的ルールを設定することの意義を主張する。森田は、必ずしも法が信頼を促進できるとは限らず、かえって法によって信頼を低減させてしまう危険性もあり得るとしつつ、信頼を「被信頼者の行動に関する確率分布についての信念」と捉えれば、法的介入によって、この確率分布の分散を減少させ、かつ、その確率分布に関する信念を普及させることで、社会全体の取引コストを減らすことも可能であり、それによって法の信頼の形成に一定の影響を及ぼしうるといえる。

先に挙げたデンマーク政府による「デンマークのマーケティング」は、まさにこの信頼形成促進機能に期待するものである。すなわち、政府が政策的に企業のCSRを促進することによって、多くのデンマーク企業の信頼性を高いレベルにシフトさせることができれば、デンマーク企業全体に対する信頼性が高まるとともに、デンマークの国家と

しての信頼も高まり、それが経済的なコストやリスクの低減、あるいは利益の増進につながることを期待するのである。同様のことは、イギリスの「名声」を媒介としたCSRと経済的利益の関連づけにも当てはまるであろう。

したがって、CSR政策にとっての重要な要素のひとつは、それが企業の信頼性の向上に資するものでなくてはならないということである。ただし、法や政策によって信頼を醸成するのは簡単なことではない。森田は、法や政策が信頼の形成を目指す場合でも、法的な強制によって信頼行動を保護すると、相手方の行動が信頼者の信頼に応えたものではなく、法によって強制されたものだと推定が働き、かえって信頼関係を形成する機会を失わせることがありうる⁽⁷²⁾と指摘する。CSR政策においても、それが強制性を帯びるほど、企業がCSRに取り組んでいる真意に対する疑念が生じ、かえって企業の信頼性を損ないかねない。先述したCSR政策の類型でいえば、政府指示型CSRがこれに当たる。よって、CSR政策の信頼形成促進機能を減じさせないためには、CSR政策の中心は強制性の薄い政府奨励型CSR又は政府連携型CSRであるべきであり、そこではハードローよりもソフトローが有用な政策実現手段となるであろう⁽⁷³⁾。

では、ここに述べた信頼形成志向のCSR政策は、憲法論としてどのように位置づけられるであろうか。CSR政策そのものを否定する古典的自由主義の憲法論からすれば、たとえそれが強制性のないものであったとしても、信頼という価値を経済秩序の中に政策的に形成しようとすることは、市場秩序に対する外部的な介入であり、消極的に解されるであろう。一方、コミュニティにおける熟議とそれを通じた共通善の実現を求めるコミュニティアニズムの憲法論からすれば、互いの信頼はまさにコミュニティにおける人間関係の紐帯をなすものであり、市場における信頼関係を促進するようなCSR政策は、共通善の実現に向けたものとして積極的に許容されよう。中でも、政府連携型CSRは、政府と企業との対話の中で実行されるものであるから、熟議を重視するコミュニティアニズムからすれば、

これを促進するCSR政策が最も望ましいといえる。

他方、社会国家思想に基づく憲法論では、「信頼」は明確な位置づけを持たない。社会国家思想に基づく憲法論では、法律（特に社会立法）の制定・実施において、国家が国民の期待や信頼を裏切ることがあってはならないとの趣旨で「信頼の原則」（あるいは「信頼保護の原則」）が論じられることはあっても、市場における相互の信頼形成のために政府がどこまでのことをすべきかについて一義的な結論が導かれるわけではない。しかし、社会国家思想は、市場の秩序維持や格差是正のためであれば、国家の政策的介入を排除するものではないので、「信頼」という市場の秩序を形成・維持する名目であれば、政府指示型CSRを含めて、あらゆるCSR政策が同価値で是認されよう。ただし、その場合、注意が必要なのは、森田が指摘するところの強制的な信頼形成の有する反作用である。秩序を求めた結果、信頼が損なわれれば、結局、そこでの秩序は社会的な合意に裏付けられない脆弱なものとならざるを得ない。ゆえに、社会国家思想を土台とするとしても、中島徹が説くような、市民の参加や討議を通じて多元的な自己決定の要素が重要視されるべきであろう。そうなれば、社会国家思想に基づく憲法論で要請されるCSR政策と、コミュニティアニズムの憲法論で要請されるCSR政策との間にさしたる差距は見られないことになる。

おわりに

本稿では、ヨーロッパ各国で近年活発化しているCSR政策を素材として、それが憲法解釈上、どのように評価できるかを検討してきた。ここでは古典的自由主義と社会国家思想という、経済秩序に関して相対立する二つの立場と、比較的新しい政治思想としてコミュニティアニズムを分析の視角として用いたが、もちろんこれ以外にも多様な視角

からの分析が可能であり、その意味で本稿の分析は部分的なものとどまる。CSRが、あるいはCSR政策が、憲法上どのように位置づけられ、評価しうるかについては、今後とも別の角度から検討していく必要があるであろう。

本文中で論じたとおり、日本のCSR政策は、まだ緒に就いたばかりであり、今後の展開も見通せない。政策内容もヨーロッパのCSR政策と比較すると、バラエティに乏しいといえる。しかし、否応なく進展する経済のグローバル化とそれに伴う企業活動のグローバル化の中で、市場主義経済の「陰」の部分は今後ますます顕在化していくと予想される。その一方、グローバル化は国家の限界をさらに露呈させることとなろう。こうした流れの中で、人間の顔をした市場主義経済を目指そうとすれば、企業の自主性を尊重しつつ、その行動を制御するための仕組みを、多重的に創出していく必要がある。CSR政策はそのための取り組みのひとつであり、日本においても、今後、重要な政策課題となっていくであろう。⁽⁷⁵⁾

ただし、本稿で見てきたとおり、CSR政策の立案・実施においては、市場における「信頼」を駆動力とするようなCSRの促進が肝要であり、統制型経済政策としてのCSR政策では、その目的を達成できないであろう。近年、公共哲学や「新しい公共」の必要性が叫ばれているが、CSR政策は、従来の政策立案・政策実施の枠組みを超えて、まさに「新しい公共」を構築するための政策として論じられるべきである。⁽⁷⁶⁾ プロセスとしての多元的な熟議と目的としての信頼形成の中で創出されるCSR政策を通じて、市場における新しい秩序が生まれ、それが「新しい公共」の一部となっていく。そうしたサイクルを形成していくことが必要であろう。

(1) 一九九九年の世界経済フォーラム(ダボス会議)において、アナン国連事務総長(当時)が提唱したCSRに関するイニシアチプであり、人権・労働・環境・腐敗防止に関する一〇の原則によって構成されている。これに参加する企業は、一〇原則の遵守と実践を

表明し、グローバル・コンパクト事務所に対して、毎年、その実践状況を報告するための報告書 (Communication on Progress: COP) を提出しなければならない。国連グローバル・コンパクトについては、江橋崇 (編著)『企業の社会的責任経営——CSRとグローバル・コンパクトの可能性』(法政大学出版局、二〇〇九年) を参照。

(2) 同研究センターの主な研究成果として、以下のものがある。

国連グローバル・コンパクト研究センター (編集)『責任ある教育原則 Principles for Responsible Management Education』(国連グローバル・コンパクト研究センター (発行)、二〇〇八年)、同『世界人権宣言六〇周年を記念して「企業のための人権マネジメント」(国連グローバル・コンパクト研究センター (発行)、二〇〇八年)、江橋崇 (編著)『グローバル・コンパクトの展開』(法政大学出版局、二〇〇八年)、同『企業の社会的責任経営——CSRとグローバル・コンパクトの可能性』(法政大学出版局、二〇〇九年)、同『東アジアのCSR——国連グローバル・コンパクトの新たなチャレンジ』(法政大学出版局、二〇一一年)』Eoshin Takashi, Lee Won Jae and Yang Bin ed, Being Responsible in East Asia—CSR Practices of Global Compact Members in China, Japan and Korea, Hosei University Press, 2011.

(3) 参照『金子匡良「国連グローバル・コンパクトと政府の役割」江橋崇 (編著)『企業の社会的責任経営——CSRとグローバル・コンパクトの可能性』(法政大学出版局、二〇〇九年)、同『CSRの推進における政府の役割——その分析枠組みと憲法学的位置づけ』研究紀要 (高松大学・高松短期大学) 五二・五三合併号 (二〇一〇年)、同『CSRに対する政府の関与——ヨーロッパ各国のCSR政策を素材として』研究紀要 (高松大学・高松短期大学) 五六・五七合併号 (二〇一二年)。

(4) 藤井敏彦『ヨーロッパのCSRと日本CSR——何が違ひ、何を学ぶのか。』(日科技連出版社、二〇〇五年) 一一頁。

(5) 谷本寛治『CSR——企業と社会を考える』(NTT出版、二〇〇六年) 五九頁。

(6) European Commission, Green Paper—Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility, COM (2001) 366, 2001.

(7) European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Renewed EU Strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility, COM (2011) 681, 2011.

(8) ユーロペイ各国のCSR政策については、前掲注③に挙げた拙稿のほか、以下の文献に誌す。Josep M. Lozano, Laura Albareda, Tanyko Ysa et al, Governments and Corporate Social Responsibility: Public Policies beyond Regulation and Voluntary Compliance, Palgrave Macmillan, 2008.

(9) 様々な組織が果たすべき社会的責任 (SR) の基準として、二〇一〇年につくられた国際規格。①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重 (法令の尊重・遵守)、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重という七つの原則を果たすことが、SRの実践であると規定している。

(10) 最初に策定された行動計画は、二〇〇三年の「企業と社会——イギリスにおけるCSRの発展」(Business and Society: Developing Corporate Social Responsibility in the UK) 及び「企業の社会的責任——国際的な戦略枠組々」(Corporate Social Responsibility: International Strategic Framework) が述べられ、二〇〇九年にはこれらの戦略の成果と今後の課題を示した報告書として「企業の責任と報告書」(Corporate Responsibility Report) が公表された。

(11) Paul Hohnen, *Governmental 'Soft Power' Options*, 2007.

この論文は、ホーネンが国際グローバル・コンパクトのシナモン・サミットに議論のたたき台として提出したものであり、以下のウェブサイトへ入手可能。 http://www.hohnen.net/articles/2007_july_6_hohnen_soft_power_discussion_paper.pdf

(12) Reinhard Steurer, the Role of Governments in Corporate Social Responsibility: Characterizing Public Policies on CSR in Europe, *Policy Science*, vol. 43, iss. 1, 2010, and Reinhard Steurer et al., Public Policies on CSR in Europe: Themes, Instruments, and Regional Differences, *Corporate Social Responsibility and Environmental Management*, vol. 19, iss. 4, 2012.

(13) Id., Steurer, 2010, pp. 60-61.

(14) Laura Albarreda, Josep M. Lozano, Antonio Tencati, Atle Midttun and Francesco Perrini, the Changing Role of Governments in Corporate Social Responsibility: Drivers and Response, *Business Ethics: A European Review*, vol. 17, no. 4, 2008.

(15) Jean-Pascal Gond, Nahce Kung and Jeremy Moon, the government of self-regulation: on the comparative dynamics of corporate social responsibility, *Economy and Society*, vol. 40, no. 4, 2011.

(16) 同法改正については、長谷川直哉「イギリス年金法におけるSRI Disclosure—Regulation導入とその影響」サステイナブルマネジメント vol. 1号 (二〇〇九年) 参照。

(17) 二〇〇六年の改正会社法については、上巻巻頭「英国」二〇〇六年会社法におけるCSR情報の開示規定」会計一七三巻六号 (二〇〇八年) 参照。

(18) Gond et al., supra note 15, pp. 647-648.

(19) Id., pp. 652-653.

- (20) 「イノベーション25」は、二〇二五年までを視野に入れ、「豊かで希望に溢れる日本の未来をどのように実現していくか」という観点からつくられたものであり、有識者会議である「イノベーション25戦略会議」での議論をもとに策定された。
- (21) 戸波江二「憲法学から企業を分析する視覚」戸波江二(編)『企業の憲法的基礎』(日本評論社、二〇一〇年)一頁、四頁。
- (22) 三宅雄彦「企業倫理の憲法的基礎」戸波江二(編)『企業の憲法的基礎』(日本評論社、二〇一〇年)四〇頁。
- (23) 石川健治「契約の自由」大石真・石川健治(編)『憲法の争点』(有斐閣、二〇〇八年)一四七頁。
- (24) 阪本昌成「国家は何をなすべきか」ジュリスト一三三三号(一九九八年)四九頁以下。
- (25) 阪本昌成「経済的自由」ジュリスト一九二二号(二〇〇一年)二二〇頁以下。
- (26) 井上嘉仁「憲法学における経済秩序についての考察」(一)姫路法学五二号(二〇二二年)一九頁。
- (27) 井上・前掲注(26)二三頁。
- (28) 安念潤司「国家vs市場」ジュリスト一三三四号(二〇〇七年)八二頁。
- (29) 安念・前掲注(28)八二頁九〇頁。
- (30) 安念・前掲注(28)九〇頁九三頁。
- (31) 安念・前掲注(28)九三頁。
- (32) 楠茂樹「ハイク主義の「企業の社会的責任」論」(勁草書房、二〇一〇年)
- (33) 楠・前掲注(32)一三八頁。
- (34) 楠・前掲注(32)一七八頁。なお、楠は、グローバル化する社会における秩序形成については、「ハイク主義がもし社会の開放性を常に希求するのであれば、マクロルールの遵守以外の何かが企業の社会的責任として論じられなければならないのは何故か、という課題に取りくむこともまた、ハイク主義の射程ということになる」と述べ、将来的な課題として、ルール遵守を超えたCSRをハイク主義の見地から正当化しうる余地があることに含みを持たせている(楠・前掲注(32)一六三頁)。
- (35) 楠茂樹・楠美佐子「ハイク——「保守」との訣別」(中央公論新社、二〇一三年)一八〇頁一八二頁。
- (36) 榎居快行「憲法と経済秩序——解釈理論上の問題の所在」『憲法学の可能性』(信山社、二〇一二年)四七頁以下。
- (37) 榎居快行「日本国憲法と経済秩序」法学教室二三〇号(一九九九年)五九頁。
- (38) 中島徹「財産権の領分——経済的自由の憲法理論」(日本評論社、二〇〇七年)二〇五頁。
- (39) 中島・前掲注(38)二〇五頁二〇八頁。同旨、中島徹「個人の自律、市場の自律性、政府の存在理由」公法研究七〇号(二〇〇八年)一五二頁一六一頁。このような中島の主張は、後述するコミュニティアニズムの憲法論と重なる。

(40) 中島がとりわけ警戒を示すのが、金融資本主義の跋扈がもたらしている秩序破壊である。それに対抗するために、政府は、個人の生命、自由、財産の保障に役割を果たさなければならぬと主張する。(中島徹「今、政府の存在意義は」ジュリスト一三七八号(二〇〇九年))

(41) 杉原泰雄「憲法と資本主義」(勁草書房、二〇〇八年) 一頁～二頁。

(42) 杉原・前掲注(41) 一四頁、四五二頁～四五四頁、四五六頁～四五七頁。

(43) 水林彪「憲法と経済秩序」の近代的原型とその変容——日本国憲法の歴史的位置——季刊企業と法創造三五号(二〇一三年) 一四四頁～一四五頁。

(44) 長谷川晃「市場における法的正義とは何か」法律時報七五巻一号(二〇〇三年) 二六頁。

(45) 長谷川・前掲注(44) 二八頁。

(46) 須網隆夫「憲法と市場経済秩序——市場の成立条件と市場のあり方の選択」季刊企業と法創造二二号(二〇一〇年) 四六頁。

(47) 須網・前掲注(46) 五四頁。

(48) 須網・前掲注(46) 五五頁～六〇頁。

(49) 須網・前掲注(46) 五五頁。

(50) そのような批判は、いわゆる新自由主義的な規制緩和論が叫ばれる中で、それに対するアンチテーゼとして強く打ち出されるようになった。例えば、服部茂幸「新自由主義の帰結——なぜ世界経済は停滞するのか」(岩波書店、二〇一三年)、根井雅弘「市場主義のたそがれ——新自由主義の光と影」(中央公論新社、二〇〇九年)、金子勝「市場」(岩波書店、一九九九年)等を参照。

(51) 一例として、八代尚宏「新自由主義の復讐——日本経済はなぜ停滞しているのか」(中央公論新社、二〇一一年) 参照。

(52) 菊池理夫「日本を甦らせる政治思想——現代コミュニタリアニズム入門」(講談社、二〇〇七年) 五六頁～五八頁。

(53) 菊池・前掲注(52) 一六八頁。

(54) コミュニタリアニズムの見地からCSRを検討する田中敬幸は、コミュニタリアニズムにおけるCSRとは、企業が「コミュニティの一員として、美徳や善に基づいた責任を自ら認識し、それを実現することであると述べる。(田中敬幸「コミュニタリアニズムの『企業の社会的責任』論——フリードマンとの比較から」麗澤大学紀要九五巻(二〇一二年) 七〇頁。)

(55) 憲法論としてコミュニタリアニズムを扱ったものとして、後述する小林正弥の論文の他に、尾形健「正義・共同体・法——コミュニタリアニズムの憲法論的含意をめぐって」小林正弥・菊池理夫(編著)「コミュニタリアニズムのフロンティア」(勁草書房、二〇一二年)、浅野博宣「コミュニタリアニズムと憲法学」大石真・石川健治(編)「憲法の争点」(有斐閣、二〇〇八年)、駒村圭吾「公民的

- 共和制構想と価値衝突——マイケル・サンデルを超えて——などがあるが、経済政策や経済秩序に関する言及は少なく、ここに挙げた中では、駒村論文がマイケル・サンデルによるアメリカ経済政策史に対するコミュニタリアニズムからの分析を紹介している程度である。
- (56) 小林正弥「憲法政治における主権在民・平和主義・基本的人権——コミュニタリアニズムの共和主義からの憲法解釈と提言」千葉大学法学論集二五巻二号(二〇一〇年)一二三頁～一二四頁。
- (57) 小林・前掲注(56)一二六頁。
- (58) 石川健治「憲法・経済・秩序」季刊企業と法創造三五号(二〇一三年)参照。
- (59) 最大判昭和四七・一一・二二 刑集二六巻九号五八六頁。
- (60) 最大判昭和五〇・四・三〇 民集二九巻四号五七二頁。
- (61) 最大判昭和六二・四・二二 民集四一巻三三三号四〇八頁。
- (62) 石川・前掲注(58)四八頁。
- (63) なお、政府の文書においても、日本は福祉国家であると自己規定されている。例えば、「平成一四年版厚生労働白書」は、「一九四七(昭和二二)年に施行された日本国憲法第二五条において、……いわゆる『生存権』が規定され、戦後の日本が福祉国家の建設を目指すことを内外に宣言し」たと述べている。(岡田書二九頁。)
- (64) 梅田徹「国連グローバル・コンパクトの発展と現状」江崎崇(編著)『グローバル・コンパクトの新展開』(法政大学出版局、二〇〇八年)二五頁。
- (65) ただし、コミュニタリアニズムは、「大きな政府」に対しても懐疑的であり、市場主義経済の行き過ぎやそこで生じる格差の是正のためには、第三セクターやNPOなどの自発的アソシエーションや、コミュニティを単位とする経済活動としてのコミュニティ・ビジネスの活性化に期待を寄せる。(菊池・前掲(52)一六八頁～一八二頁参照。)
- (66) 中島・前掲注(38)七〇～七一頁。ただし、中島のこの論稿は、そのような市場主義を戦後憲法学が無自覚的に取り込んできたのではないかと指摘するものである。
- (67) Viktor J. Vanberg, *Corporate Social Responsibility and the 'Game of Catalhny': the Perspective of Constitutional Economics*, Constitutional Political Economy, no. 18, 2007.
- (68) HIM Government, *Corporate Responsibility Report*, 2009.
- (69) The Danish Government, *Action Plan for Corporate Social Responsibility*, 2008.
- (70) CSRを経営戦略の中に位置づけ、ブランドイメージと競争力の向上のための手段と捉えるという考え方は広く普及しており、その

のための指南書の類いも数多く出版されている。しかし、CSRの「手段化」が一人歩きしないように注意が必要であり、CSRによって向上させるべき競争力は、あくまで「責任ある競争力」であるべきであろう。(参照、谷本寛治「責任ある競争力——CSRを問う」(NTT出版、二〇一三年))

(71) 森田果「信頼と法規範」中山信弘・藤田友敬(編)『ソフトローの基礎理論』(有斐閣、二〇〇八年)二六一頁～二六三頁。

(72) 森田・前掲注(71)二五六頁。

(73) CSRとソフトローの関係については、神作裕之「ソフトローの「企業の社会的責任(CSR)」論への拡張?」中山信弘・神田秀樹(編)『市場取引とソフトロー』(有斐閣、二〇〇九年)一九三頁以下参照。

(74) ドイツ憲法における「信頼の原則」に関して、斎藤孝「憲法における「信頼の原則」」法学新報二二一巻一・二号(二〇〇四年)、日本国憲法における「信頼保護の原則」について、長尾一弘「憲法(第三版)」(世界思想社、一九九七年)二八頁～二九頁を参照。なお、信頼の原則は、刑法(特に交通刑法)、行政法、民法の各分野で異なる概念として用いられていることに注意が必要である。

(75) そうした仕組みづくりにおける憲法上の人権規範及び国際人権条約の意義を強調するものとして、江島晶子「経済秩序と「憲法」国際法」季刊企業と法創造三二号(二〇一二年)参照。

(76) 公共哲学における市場や企業の位置づけについて、桂木隆夫「公共哲学とはなんだろう——民主主義と市場の新しい見方」(二〇〇五年、勁草書房)一九三頁以下参照。